

議案第68号

町の区域を変更することについて

狭山市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業の工事完了に伴い、新しい街区が形成され街区の境界線が確定したので、街区の境界線及び道路界に合わせ、町の区域を変更したいので、この案を提出するものである。

別 紙

変 更 調 書

祇園に編入する区域

入間川 1 丁目 2 7 9 3 の 2、入間川 2 丁目 2 7 4 1 の 3、2 7 4 5 の 7

入間川 2 丁目に編入する区域

祇園 2 7 5 1 の 2 の一部、2 7 5 1 の 8 の一部、2 7 5 2 の 2 の一部、2 7 5 3 の 3 の一部

(平成 2 9 年 1 0 月 1 日調査)